

東京都老人医療費助成制度(福)

東京都老人医療費助成制度(福)は、健康保険で受診した医療費の自己負担分から、老人保健法一部負担金相当額を差し引いた額を都が助成する制度です。

対象は、昭和12年6月30日以前に生まれた70歳未満の方で、各種健康保険組合などに加入し(社会保険の被保険者本人は除く)、所得が基準額以内(下表)の方

新規申し込みの方は、資格要件に該当する方は、お早めに保険課高齢者医療係(市役所1階 番窓口)で申請してください。申請には印鑑・健康保険証が必要です。

現在(福)医療費をお持ちの方に新しい医療費を6月末までに送付します。ただし、今年度の所得が基準額を超えた方には、「(福)老人医療費助成制度助成事由消滅通知書」をお送りします。

なお、平成17年1月2日以前三鷹市に転入した方は、平成17年1月1日に居住していた市区町村の発行する平成17年度(平成16年中)の「課税(所得)証明書」(所得・控除の内訳が記載されているもの)が必要です。申請書に添付し、保険課高齢者医療係(市役所1階 番窓口)へ提出してください。

申請により、「(福)限度額適用認定証」を交付します。この認定証を提示することにより、窓口で支払う一部負担金の限度額が、医療機関・薬局ごとに1カ月につき外来1万2千円が8千円に、入院4万2千円が2万4千円に減額されます。

手続には、「(福)医療証、健康保険証」が必要で、印鑑が必要で

申請期間 6月20日(月)～9月16日(金)

受診期間 7月1日(金)～9月30日(金)

に該当する方は、希望により肝臓検査(B・C型)を血液検査の1項目として受診できます。受診票に同封されている案内文をご覧ください。

40・50・60歳の方には肝炎・胃・歯周疾患、45・55・65歳の方には肝炎・歯科、70歳の方には肝炎・歯周疾患の受診票を送ります。

杉並区内の協力医療機関

申請期間 6月20日(月)～9月16日(金)
受診期間 7月1日(金)～9月30日(金)

(福)制度所得制限基準額表

扶養人数	基準額(円)
なし	2,572,000
1人	3,052,000
2人	3,432,000
3人	3,812,000

4人以上の場合1人につき38万円加算。基準額は、所得金額から控除金額(都で定めるもの)を引いた額。確定申告で算出した課税所得金額とは異なります。

7～9月生まれの方の健康診査

7～9月生まれの方の健康診査(一般健康診査・若年健康診査・成人歯科健康診査)が始まります。なお、平成17年度中に40・45・50・55・60・65・70歳になる方

41歳以上の三鷹市国民健康保険加入の方、66歳以上の方は6月下旬に受診票を送りますので申し込みは不要です。転入の方はお電話ください。

申請期間 6月20日(月)～9月16日(金)

受診期間 7月1日(金)～9月30日(金)

に該当する方は、希望により肝臓検査(B・C型)を血液検査の1項目として受診できます。受診票に同封されている案内文をご覧ください。

40・50・60歳の方には肝炎・胃・歯周疾患、45・55・65歳の方には肝炎・歯科、70歳の方には肝炎・歯周疾患の受診票を送ります。

杉並区内の協力医療機関

健康コラム 外耳の病気

今回は外耳の病気についてお話しします。

外耳は外から見えるいわゆる「耳」の部分(耳介)と耳の孔から鼓膜までの部分(外耳道)とを合わせた呼称です。

外耳に関する受診で一番多いのが「耳あか除去」です。小さいお子さんなど家で耳をさすのが難しい場合は、耳鼻科を利用するのもひとつの方法です。耳

そついで誤って外耳道に傷ついたり、鼓膜を破つて来る人が時折見られます。家で耳あかを取る場合には、奥まで耳かきや綿棒を入れないことが大切です。

次に多く見られるのは「外耳炎」です。皮膚が弱く耳の中がかゆくなりやすい人や耳かきで

皮膚を傷つけてしまった場合、あるいは、もともと慢性中耳炎があり耳の中が湿っぽい人がなりやすい病気です。かゆみが一層強くなったり、痛みが強くなったり、聞こえが悪くなってきた場合には、耳鼻科での治療が必要と思われる。

「外耳道の異物」も時に見受けられます。昆虫、花の種、プラスチックの弾、と異物の内容はいろいろですが、特に虫が入った場合には症状も強いので、速やかに除去する必要があります。

このほか、外耳に痛みが現れる病気としては、「外耳の神経痛」や「ウイルスによる耳带状疱疹」がまず挙げられます。また、外耳そのものでなく咽喉頭や歯に

原因がある場合にも、外耳に痛みが出る場合があります。この場合は、原因の箇所を治せば痛みは消えます。

最後に耳介の病気で時々見られるものに、「先天性耳ろう孔」があります。生まれつき皮膚にろう孔(皮膚と管でつながった小さな袋)があり、ろう孔内に感染を起こすと痛みとともに強い腫れを伴います。何度も繰り返すようなら、ろう孔全体を取り出す手術が必要になります。

外耳にもさまざまな病気があります。気になることがありましたら、耳鼻科医にご相談ください。

5 ↓三鷹市医師会 ☎47 215

でも受診できません(胃部・歯科を除く)。

総合保健センター ☎46 3254・健康推進課 ☎内線2691へ電話または直接申し込む。

今回から電子申請サービス <https://www.e-tokyo.jp/info/res/top/PtRRTopMenu.do> から申し込みます(3面参照)。

健康に関する講演会の講演料を助成します

医師などを講師に招いて健康に関する講演会を行う市民団体に、講師の講演料を助成します。

助成内容 1団体につき2万7千300円

助成の条件などを確認のうえ、7月5日(火)までに総合保健センター(健康推進課) ☎46 3254へ申し込む。

助成は3団体まで(申込多数の場合は抽選)。

健康推進課(総合保健センター) ☎46 3254

6月の食品衛生出張窓口 6月23日(木)午後1時30分～4時 総合保健センター別館1階で。

中高年の運動相談メデイカルチェックと運動処方 三鷹市医師会・杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室共催 50歳以上の市民を対象に運動相談(運動処方)を実施します。

主として7月下旬～8月中旬の月・木曜日。問診、体脂肪率測定、末梢循環機能の評価、血液、尿検査、心電図検査、運動負荷検査と運動処方・相談などを実施。

業務内容 食品関係営業許可の更新申請受付、食品衛生の相談受付。

次回は7月28日(木)です。

精神保健相談 専門医と保健師による個別相談を行います。相談時間は、いずれも午後2時～4時。精神保健医療相談 ☎7月19日(火)、25日(月) 思春期相談 ☎7月20日(水) アルコール相談 ☎7月11日(月)

事前に多摩府中保健所に電話で申し込む。相談場所が武蔵野三鷹地域センター(旧三鷹武蔵野保健所)と三鷹市総合保健センターに分かれることがありますので、申し込みの際に必ず場所をご確認ください。

相談日以外でも、保健師が相談に応じています(要予約)。

母子講演会、広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)児の理解と支援

対象は、広汎性発達障害あるいはその可能性があるといわれている就学前のお子さん(養育している保護者および関係者など)。

7月8日(金)午前10時～正午、多摩府中保健所(府中市宮西町1-26-1)で、講師はむさしの小児発達クリニック1階で。

6月30日(木)(必着)まで、はがきに「運動処方希望」・住所・氏名(ふりがな)・生年月日・年齢・職業・電話番号を記入し、〒181-0014野崎1-7-23三鷹市医師会館運動相談係へ申し込む。定員1日5人程度(申込多数の場合は抽選)。

くわしくは杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室 ☎47 5511内線3454へ。

ク院長の川崎葉子さん。事前に多摩府中保健所地域保健第一・第二係 ☎042 362 2334へ申し込む。先着50人。

こもれば、ほっと・サイクル・介護保険のこと何でも聞こう会

NPO法人こもればでは市との協働で高齢者の方と毎月さまざまな活動を行っています。対象はおおむね65歳以上の方。

7月12日(火)午前10時～正午 スペースS(下連雀二丁目)で。参加費300円。市の担当職員を囲んで介護保険や、高齢者福祉のことを話し合います。

6月20日(月)午前9時から、こもれば事務局 ☎42 4469へ申し込む。先着10人。こもれば電話相談 ☎42 4471

毎週水・金曜日午後1時～3時に相談員が対応します。

高齢者支援室 ☎内線2624

社会福祉事業団の在宅福祉サービスマニュアル

協力会員 家事・介護のサービスマニュアル(下表)を提供できる方 市民の助け合いの力で高齢者などの生活を支えてくれる18歳以上の方。資格は問いません。会費は年額1千円。

第10回シニア健康スポーツフェスティバル TOKYO参加者募集!

対象は都内在住で昭和22年4月1日以前に生まれた59歳以上の方。

種目 ライジボール卓球・テニス・ソフトテニス・ソフトボール・ゲートボール・ペタンク・マラソン・弓道・剣道など

10月1日(土)～31日(月)。参加費1千円。

サービス内容と料金

生活相談サービス	無料	在宅福祉サービス係職員による訪問、情報の提供など
介護等サービス	1時間 1,000円	協会会員による車椅子介助、身辺介助、食事介助、リハビリ補助、入浴介助、排せつ介助、おむつ交換、清拭、認知症高齢者などの安否確認、美容、草取りなど
家事等サービス	1時間 800円	協会会員による掃除、洗濯、買物、食事作り、話し相手、安否確認、薬取り、外出付添、繕いなど
食事サービス	1食 790円 月額 4,300円	食事の宅配 毎日の昼・夕食
緊急通報サービス		24時間体制で急病、火災などの緊急事態への対応

これらのサービスは介護保険のサービスではありません。

利用会員 市内の在宅高齢者や障がい者ひとり親家庭、病弱で日常生活に困っている方。会費は月額1千円。賛助会員 市民参加型の在宅福祉サービスマニュアルに賛同していただける個人・法人。会費は個人1千円以上、法人1万5千円以上。↓三鷹市社会福祉事業団(牟礼6-12-30三鷹市老人保健施設はないどう内) ☎43 8804

開催日は種目により異なります。

7月31日(日)(消印有効)までに、所定の申込用紙(7月1日(金)から高齢者支援室・三鷹市社会福祉協議会で配布)で申し込む。くわしくは(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団シニア健康スポーツ係 ☎03 5206 8732・高齢者支援室 ☎内線2626へ。